

名古屋大学 医学部医学科・大学院医学系研究科
眼科学・感觉器障害制御学教室内規

第一条 内規・内規附則の目的

- 1) 内規・内規附則は、名古屋大学大学院医学系研究科眼科学・感覚器障害制御学教室（以下、名大眼科教室）およびその関連病院眼科（両者をあわせて医局）の運営を円滑に行い、臨床、研究および教育の活性化による教室および関連病院の発展を目指すことを目的として定める。
- 2) 内規・内規附則は、名大付属病院に勤務する者（教室員かつ医局員）および関連病院に勤務をする者（医局員）を対象とし、医局員以外に共有・公開するべきではない。

第二条 医局員の役割・義務

- 1) 内規・内規附則と診療マニュアルに定められたルールを遵守する。
- 2) 医局員は、研究、診療、教育を主な任務とし、これらの業務が円滑に進むように務める。また、医局運営に協力しその一端を担う。
- 3) 医局会に極力参加する。
- 4) 関連病院の眼科責任者は、配属された医局員の手術指導を含めた臨床教育の責任を負う。但し、医局員の専門医取得に必要な論文指導は原則的に大学の教官が担当する。
- 5) 関連病院の人事に関しては、現役の医局員の利益が最優先される。医局が責任を持って人事を行い、関連病院は医局の知らない人事は行わない。関連病院が常勤・非常勤問わず医局に所属しない医師を受け入れる希望がある（または受け入れている）場合は、関連病院の眼科責任者が科長に許可を得る必要がある。
また、医局員が退局する場合、原則的に常勤・非常勤問わず勤務する関連病院からも退職することになる。退局後も関連病院との関係を継続することを希望する場合は、関連病院の眼科責任者が科長の許可を得る。また、いったん医局外人事に関する許可が下りても、関連病院の眼科責任者が交代する際は、新しい責任者が再度科長の許可を得る必要がある。
- 6) 関連病院の眼科責任者は、将来様々な臨床背景を持った医局員が配属されることに配慮して、白内障・硝子体手術機器や手術顕微鏡などを選択する必要がある。そのため、事前に医局長・科長に相談うえで手続きを進める。
- 7) 医局員は当教室医局費を支払う（医局費は附則で定める）。
- 8) 医局員の人事は医局に委ねる。臨床教育の均質化のために、医局員が望まない異動や人事を打診することもある。特に、専門医を取得し、部長・医長など指導的な立場になるまでは、医局員の研修機会の公平性の観点から、医局の意向に沿って異動することを原則とする。その際に、ライフイベントや個々の事情を考慮して異動先を決めることはあるが、異動すること自体を拒否することは公平性の観点で望ましくない。考慮すべき事情としては、実際生じている問題・事象をベースとし、「子供ができるかもしれない」、「パートナーが異動するかもしれない」など「かもしれない」ことは対象外である。

- 9) 入局後 8 年間以上は医局員として大学病院または医局の関連病院で勤務する。
- 10) 退局の際は 1 年前に科長および医局長に報告する。
- 11) やむを得ない事情なくして医局内規を逸脱し、医局が不利益を被る可能性がある場合は、人事委員会で医局員の除籍（医局除籍）を提案し、教員会議による投票で過半数が同意した場合に実行される。
- 12) 医局除籍が決定した場合、同窓会世話人会で同窓会除籍についても諮られる。

第三条 教官（常勤の助教、講師、准教授、教授）の役割・義務

- 1) 名大眼科は臨床・研究・教育でチームとして成果を出すことにコミットした集団であり、以下を教官の活動目標とする。
- 2) 教官会議・医局会に出席し、医局運営に参加する。夏休みや有給休暇の取得は極力教官会議の予定日を避ける。
- 3) 各臨床専門分野で全国レベルのリーダーを目指す（臨床の目標）。
- 4) 科研費などの競争的研究費獲得し、筆頭著者・責任著者として英文論文を出す（研究の目標）。
- 5) 臨床・研究の指導をととして医局員の目的達成をサポートし、医局員から教育面で高い評価を受ける（教育の目標）。
- 6) 医局運営業務の遂行と医局業務の効率化に貢献する。医局業務の効率化では、教育・マネジメントと研究の分業、役割分担の明確化、自律的なシステムの構築、デジタル化、マニュアル化+運用、若手教室員の医局運営・教育への参加、医局・外来・病棟の環境最適化を推進する（医局運営の目標）。
- 7) 研究日は研究・教育・医局のマネジメントに利用するものであり、自己研鑽などその他の活動はこれらの業務に影響してはならない。また、研究日に大学病院で外来は行ってはならない。

第四条 医局長の役割・義務

- 1) 医局長は、科長、副医局長、教官、医局員の協力を得て、実務責任者として医局運営において中心的な役割を果たす。
- 2) 新入医局員の勧誘、医局員の赴任先の調整、関連病院との折衝、教室員の代務采配、秘書の雇用など医局人事の調整を行い、内容について科長の承認を得る。
- 3) 医局の方針に沿って、医局運営に関する個別の要望や問題に対応する。対応が困難な場合は科長に相談する。
- 4) 医局内規・内規附則のタイムリーなアップデート・管理を行う。
- 5) 同門会誌の編集や同門会の世話人として同窓会世話人会や同窓会総会の開催準備を担う。
- 6) 医局長は、医局会では症例検討の質の改善に努め、教官会議ではメール審議等を活用して議案の調整を行う。

第五条 科長（通常は教授）の役割・義務

- 1) 名大眼科の教室活動の最終責任者は科長であり、教室の臨床、教育、研究および人事や医療安全を含めて教室運営に関する最終責任を負う。
- 2) 名大眼科の発展と最大多数の医局員の目標達成に資する方針の策定・周知などを介して医局マネジメントを行う。
- 3) 名大眼科の発展を目的として、院内・学内の幹部・他部局、国内外の他大学・施設、学会・団体、企業、省庁と互恵関係を構築する。
- 4) 名大眼科同窓会会長として、同窓会の運営・交流促進や医局との互恵関係の構築を担う。
- 5) 医局に関連する会計管理を行う。
- 6) 科長不在の場合は副科長が可能な範囲でその業務を取り扱う。これも欠員の場合は医局長、講師（年齢順）が順にその業務を取り扱う。

第六条 医局会

- 1) 医局会の主な目的は、名大病院通院中の患者の症例検討を行い、重要な治療・診断の判断において医局員の合意を得ることと、医局活動に関連した重要な情報を教室員と共有することである。症例検討のプレゼン内容に対して、教官は自分の専門分野に関する指導を行うべきである。
- 2) 教室員は医局会で教室活動・運営に関するあらゆる問題を提起することができる。
- 3) 医局会は、原則として週1回開催される。
- 4) 科長または医局長は必要に応じて臨時の医局会を開催することができる。

第七条 教官会議

- 1) 教官会議は科長および当教室に籍を置く常勤教官により構成される。
- 2) 教官会議では、教官からの提案に基づき、医局運営に関わる事案について協議を行い、必要な案件については医局会で報告する。
- 3) 教官会議は原則として月に1回開催するが、急ぎの議案やメールで対応可能な議案は、教官会議と関係なくメール審議で適宜対応する。
- 4) 科長または医局長は必要に応じて臨時の教官会議を開催できる。

第八条 人事委員会

- 1) 教官の人事は人事委員会で協議される。
- 2) 人事委員会は必要に応じ、委員以外の教室員を特別委員とすることができる。人事委員会は科長、医局長、講師以上の教官で構成され、3名以上によって会の成立とする。
- 3) 名大眼科教室の教官人事の審議を行い、教官会議で報告する。
- 4) 教官人事の詳細は附則に記す。
- 5) 医局員の退局に関する詳細は附則に記す。

第九条 各種委員および係

- 1) 必要に応じて設けられた各種委員および係はその任務を迅速に実行する。

- 2) 外来医長・病棟医長・教育主任はそれぞれ外来・病棟・教育会議は1-2か月に1回は開催し、運営の改善について話し合う。会議の議事録を作成し、スタッフメールで回覧する。

第十条 勤怠管理

- 1) 代務は兼業届を出したうえで行う必要がある。また、勤怠管理システムにも行った代務はすべて申告する。
- 2) 勤怠管理システムは実態に即して入力する。残業時間の虚偽の申告や残業代の不正受給が発覚した場合、病院による懲戒処分の対象となり得る。

第十一条 医療安全

- 1) 手術症例の術式・術者の選択に関しては、各曜日の外来責任者が医療安全を考慮したうえで診療マニュアルに則って判断し、その結果について責任を負う。判断が難しい症例は、術者・術式を決定せずに医局会の判断を仰ぐ。
- 2) 手術を決定する際は、各曜日の外来責任者の許可および承認サインを得て申込する。

第十二条 インシデント対応

- 1) 科内で発生したインシデントは発生後速やかに科長に報告し、必要に応じて直近の医局会で報告する。
- 2) インシデントの重要度が高いと判断された場合、メール等で教官または医局員に速やかに情報共有する。
- 3) インシデントの重要度が高いと判断された場合、事故調査委員会を名大眼科内で独自に設立する。事故調査委員会は科長、医局長、病棟医長、外来医長から構成される。

第十二条 会計

- 1) 会計年度は4月1日より3月31日迄の1年間とする。会計年の初めには、教官会議、医局会において会計報告を行う。

第十二条 内規の改正

- 1) 医局員は、内規および内規附則の改正を発議することができる。
- 2) 内規および内規附則の改正にあたっては、教官会議でその案を審議する。改訂された内規および内規附則は医局メールで回覧する。

第十三条

- 1) 本内規は令和3年4月12日より発効する。

令和4年1月15日改訂
令和5年1月16日改訂
令和5年5月1日改訂
令和5年5月29日改訂
令和5年10月2日改訂
令和6年1月15日改訂
令和6年3月4日改訂
令和6年12月2日改訂
令和6年4月2日改訂
令和8年4月28日改定